

## 令和6年度第7回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年10月15日(火)午後3時27分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第7回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名  
1番 増子 弘子      2番 山口 陽一      3番 渡邊 重吉  
4番 大内 将      6番 影山 忠夫      7番 内藤 保次  
8番 門馬 稔治      9番 小林 孝      10番 新田 俊男  
11番 大津 早苗      12番 本田 儀勇      13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員 1名  
5番 加藤 不二夫
- 4 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件  
議案第20号      農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第21号      農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。  
1番 増子 弘子 委員      2番 山口 陽一 委員

## 9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

### 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No1、No2、議案第21号No1については関連がありますのでまとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地に営農型太陽光を設置するものです。

場所は、込木地内営農型太陽光設置場所の南東側農地です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

委員： 9月30日午後3時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されている状態でした。申請については、現在設置されている営農型太陽光設置会社の系列会社であり、現在同様牧草を栽培するとして適正に管理していることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6番委員： 債権と物権が混じっており理解できない。営農型太陽光については制度も頻繁に変更され非常に難しい。許可された前例や、許可事例についても考慮しながら検討する必要があると思います。

議長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

- 議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。  
場所は、実沢地内元成多屋から東へ約 3 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 5 番加藤委員が欠席ですので、一緒に現地確認を行った事務局より現地報告させます。
- 事務局： 1 0 月 3 日午後 1 時 3 0 分から、加藤委員と事務局で、現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、草刈りや作付等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。  
以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

## 議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- 議 長： 「議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。  
No 2 と No 3 については関連がありますのでまとめて事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所は岩江小学校から西へ 2 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 6 番影山委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 6 番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告
- 委 員： 1 0 月 2 日午前 9 時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地については、北側を宅地、東側を法面、南側を雑種地、西側を公衆用道路に囲まれています。  
周囲に農地は無く、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ  
ます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第7回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和6年度第7回三春町農業委員会を午後3時55分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

1 番委員 増子 弘子

2 番委員 山口 陽一